

○松山市就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施行細則

平成27年3月31日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可)

第3条 法第17条第1項の規定により，幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする者は，幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書の提出があった場合は，内容を審査の上，認可又は不認可を決定し，幼保連携型認定こども園設置認可決定通知書（第2号様式）又は幼保連携型認定こども園設置不認可決定通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可)

第4条 法第17条第1項の規定により，幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可を受けようとする者は，幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第5号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書の提出があった場合は，内容を審査の上，認可又は不認可を決定し，幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可決定通知書（第6号様式）又は幼保連携型認定こども園廃止（休止）不認可決定通知書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可)

第5条 法第17条第1項の規定により，幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けようとする者は，幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第8号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書の提出があった場合は，内容を審査の上，認可又は不認可を決

定し、幼保連携型認定こども園設置者変更認可決定通知書（第9号様式）又は幼保連携型認定こども園設置者変更不認可決定通知書（第10号様式）を申請者に交付するものとする。

（検査証票）

第6条 法第19条第2項に規定する証明書は、第11号様式によるものとする。

（幼保連携型認定こども園の園長の設置）

第7条 法第26条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）第4条の規定により読み替えて準用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第10条の規定による届出は、必要書類を添えて幼保連携型認定こども園園長設置届出書（第12号様式）により行うものとする。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定）

第8条 法第4条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けようとする者は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書（第13号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、認定又は却下を決定し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定決定通知書（第14号様式）又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定却下決定通知書（第15号様式）を申請者に交付するものとする。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の辞退又は休止）

第9条 松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（令和6年条例第45号）第4条第1項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退（休止）届出書（第16号様式）により行うものとする。

（認定こども園変更届出書）

第10条 法第29条第1項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第15条第2項の規定による届出は、認定こども園変更届出書（第17号様式）により行うものとする。

（軽微な変更）

第11条 省令第28条第1号の市長が定める数は、幼稚園型認定こども園（就学前の子

どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第1の1の1又は2のロに該当するものに限る。）及び地方裁量型認定こども園にあっては，10又は法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員に同項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さい数とする。

（運営の状況の報告）

第12条 省令第29条の報告書は，認定こども園運営状況報告書（第18号様式）によるものとする。

2 省令第29条の市長の定める日は，毎年5月末日（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を辞退した者にあつては当該認定を辞退した日から起算して30日以内，幼保連携型認定こども園を廃止した者にあつては当該廃止した日から起算して30日以内）とする。

3 省令第29条第2号の市長が定める事項は，次のとおりとする。

- (1) 職員配置に関すること。
- (2) 職員資格に関すること。
- (3) 施設設備に関すること。
- (4) 教育及び保育の内容に関すること。
- (5) 保育者の資質向上等に関すること。
- (6) 管理運営等に関すること。

4 省令第29条第3号の市長が定める事項は，次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育の目標並びに主な内容に関すること。
- (2) 子育て支援事業に関すること。
- (3) 園児の1日の活動内容
- (4) 利用料
- (5) 学級数

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第48号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日規則第27号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和6年7月11日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書						年 月 日					
(宛先) 松山市長											
住 所 申請者 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名											
設 置 の 目 的											
認 定 こ ど も 園		名 称									
		所 在 地									
認 定 こ ど も 園 の 長 と なる べ き 者 の 氏 名											
園 地 , 園 舎 そ の 他 設 備 の 規 模 及 び 構 造 並 び に そ の 図 面		規 模		園 地 面 積 m ²		園 舎 延 床 面 積 m ²		園 舎 の 様 式			
		構 造		室 名		室 数		面 積 m ²		備 考	
				計							
		園 庭		m ² (うち, 砂場 m ²)							
設 備											
図 面		別添見取図, 立面図及び平面図のとおり									
定 員		区 分		満 3 歳 未 満 の 者		満 3 歳 以 上 の 者		計 合 計			
		保 育 を 必 要 と す る こ ど も の 数		満 1 歳 未 満 人		人		人		人	
				満 1 歳 以 上 人		人		人			
保 育 を 必 要 と し な い こ ど も の 数				人		人		人			
認 定 こ ど も 園 の 運 営 に 関 す る 規 程											
別添のとおり											
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法											
開 設 の 時 期											
年 月 日											
子 育 て 支 援 事 業 の う ち 認 定 こ ど も 園 が 実 施 す る も の		法 施 行 規 則 第 2 条 各 号 に 掲 げ る 事 業 の う ち 実 施 す る も の				□第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号					
		(事業内容及び実施体制を記入してください。)									
備 考											

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入し、又は別紙に記載して添付すること。
 4 既存の幼稚園又は保育所からの移行の場合は、その旨を備考欄に記載すること。
 5 添付書類 松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年条例第43号)で定める要件に適合していることを証する書類

第2号様式（第3条関係）

幼保連携型認定こども園設置認可決定通知書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置については、申請のとおり認可します。

第3号様式（第3条関係）

幼保連携型認定こども園設置不認可決定通知書

松（ ）第（ ）号
年（ ）月（ ）日

様

松山市長 印

年（ ）月（ ）日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置については、下記の理由により不認可と決定しましたので、通知します。

不認可の理由	
--------	--

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第4条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書 年 月 日 （宛先）松山市長 住 所 申請者 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
認定こども園	名 称
	所 在 地
廃止する （休止の）理由	
園 児 の 処 置 方 法	
廃止の期日 （休止の予定期間）	年 月 日 （ 年 月 日から 年 月 日まで）
財 産 の 処 分	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入し、又は別紙に記載して添付すること。

第6号様式（第4条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可決定通知書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の廃止（休止）については、
申請のとおり認可します。

第7号様式（第4条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）不認可決定通知書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の廃止（休止）については、下記の理由により不認可と決定しましたので、通知します。

不認可の理由	
--------	--

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式 (第5条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書 年 月 日 (宛先) 松山市長	
住 所 (旧) 申請者 名 称 及 び (変更前の設置者) 代 表 者 の 氏 名	
住 所 (新) 申請者 名 称 及 び (変更後の設置者) 代 表 者 の 氏 名	
変 更 の 理 由	
変 更 の 時 期	年 月 日
	変 更 前 変 更 後
設 置 の 目 的	
認 定 こ ど も 園 の 名 称	
認 定 こ ど も 園 の 所 在 地	
園地, 園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	
認 定 こ ど も 園 の 運 営 に 関 す る 規 程	
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入し、又は別紙に記載して添付すること。

3 添付書類 変更前と変更後の記載を明らかにした書類

第9号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可決定通知書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置者の変更については、
申請のとおり認可します。

第10号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園設置者変更不認可決定通知書

松（ ）第（ ）号
年（ ）月（ ）日

様

松山市長 印

年（ ）月（ ）日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置者の変更については、下記の理由により不認可と決定しましたので、通知します。


不認可の理由	
--------	--

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第6条関係）

（表）

第 号
証 明 書
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。
年 月 日 交付
松山市長 

（裏）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）
（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 略

縦8センチメートル、横10センチメートル

第12号様式 (第7条関係)

幼保連携型認定こども園園長設置届出書 年 月 日 (宛先) 松山市長 住 所 設置者 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
認定こども園	名 称
	所 在 地
園 長 の 氏 名	
設 置 年 月 日	年 月 日
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 添付書類 (1) 資格を証する書類 (2) 履歴書

第13号様式 (第8条関係)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書						
						年 月 日
(宛先) 松山市長						
申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)						
認定を受ける施設	施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 保育機能施設				
	名 称					
	所 在 地					
	設 置 者					
	設置年月日	年 月 日				
	定 員	人				
認定こども園の名称						
認定こども園の長となるべき者の氏名						
認定こども園の開園予定年月日						
年 月 日						
利用定員	区 分	満3歳未満の者	計	満3歳以上の者	計	合 計
	保育を必要とする子どもの数	満1歳未満 人	人	人	人	人
		満1歳以上 人				
保育を必要とする子ども以外の子どもの数	人		人	人		
教育又は保育の目標及び主な内容	(教育又は保育の目標及び理念を記入してください。)					
	(教育又は保育のねらい及び概要を記入してください。)					
	年間開園日数	日				
	開園時間	平 日				
土 曜 日						
日曜日・祝日						
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	法施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施するもの	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号				
	(事業内容及び実施体制を記入してください。)					
備 考						

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □のある欄は、該当する□の中に✓印を付すること。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 4 定員の弾力化による受入れを行う場合は、備考欄に記載すること。
- 5 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書）
 - (2) 施設の位置図及び付近の見取図
 - (3) 職員配置を記載した書類
 - (4) 職員の資格を証する書類
 - (5) 園舎及び屋外遊戯場の面積を記載した書類
 - (6) 施設の建物その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
 - (7) 給食の提供及び食育に関する計画を記載した書類
 - (8) 認定こども園の長となる者の履歴書
 - (9) 教育又は保育の計画及び指導計画を記載した書類
 - (10) 利用料を記載した書類
 - (11) 保育者の資質向上等に関する計画を記載した書類
 - (12) 管理運営等に関する事項を記載した書類
 - (13) その他市長が必要と認める書類

第14号様式（第8条関係）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定決定通知書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定については、申請のとおり認定します。

第15号様式（第8条関係）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定却下決定通知書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長 印

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

却下の理由	
-------	--

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第9条関係）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退（休止）届出書 年 月 日 （宛先）松山市長 設置者 住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
認定こども園	名 称
	所在地
認定を辞退する （休止の）予定期日	年 月 日
認定を辞退する （休止の）理由	
現に入園している 者に対する 措 置	
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

第17号様式 (第10条関係)

認定こども園変更届出書			
年 月 日			
(宛先) 松山市長			
設置者 住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)			
認定こども園	名 称		
	所在地		
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 期 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 変更前と変更後の記載を明らかにした書類を添付すること。

第18号様式 (第12条関係)

認定こども園運営状況報告書										
(宛先) 松山市長					年 月 日					
					設置者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
認定こども園	名称									
	所在地									
	連絡先電話番号				FAX番号					
	施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 保育機能施設 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園								
長の氏名										
認定(認可)年月日	年 月 日									
子ども	子どもの数	区分	満3歳未満の者	計	満3歳以上の者	計	合計			
	利用定員	保育を必要とする子ども	満1歳未満 人	人	人	人	人	人		
		保育を必要とする子ども以外の子ども	満1歳以上 人							
	保育している子どもの数(5月1日現在)	保育を必要とする子ども	満1歳未満 人	人	人	人	人	人		
保育を必要とする子ども以外の子ども		満1歳以上 人	人							
職員配置(5月1日現在)	0歳児		1・2歳児		3歳児		4・5歳児			
	子どもの数(人)									
	保育者数	常勤(人)								
職員資格	職名氏名		職務内容		資格の有無					
					<input type="checkbox"/> 幼稚園の教員の免許状 <input type="checkbox"/> 保育士の資格					
					<input type="checkbox"/> 幼稚園の教員の免許状 <input type="checkbox"/> 保育士の資格					
施設設備	区分	面積	区分	分室数	面積					
	園舎	平方メートル	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積	()	平方メートル	(平方メートル)				
	屋外遊技場(園庭)	平方メートル	うち乳児室及びほふく室							
その他設備の概要										
教育保育概要	(教育及び保育の目標及び理念を記入してください。)									
	(教育及び保育のねらい及び概要を記入してください。)									
	教育及び保育の目標並びに主な内容		年間開園日数	日	開園時間	平日	土曜日	日曜日・祝日		
	子育て支援事業		法施行規則第2条各号に掲げる該当事業		<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号					
	(事業内容、実施体制等を記入してください。)									
園児の1日の活動内容					利用料					
					学級数					
保育者の資質向上等										
管理運営等	情報の開示		種類			方法				
	子どもの選考方法									
	安全管理体制									
備考	保険等の加入状況		種類			内容				

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □のある欄は、該当する□の中に✓印を付すること。
- 3 定員の弾力化による受入れを行っている場合は、備考欄に記載すること。
- 4 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 5 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 職員の配置基準を満たすことを証する書類
 - (2) 職員の資格を証する書類
 - (3) 給食の提供及び食育に関する計画を記載した書類
 - (4) 教育及び保育の計画及び指導計画を記載した書類
 - (5) 保険又は共済契約書の写し
 - (6) 外部評価等、教育及び保育の質を向上させるための取組内容を記載した書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

- 第 1 号様式 (第 3 条関係)
- 第 2 号様式 (第 3 条関係)
- 第 3 号様式 (第 3 条関係)
- 第 4 号様式 削除
- 第 5 号様式 (第 4 条関係)
- 第 6 号様式 (第 4 条関係)
- 第 7 号様式 (第 4 条関係)
- 第 8 号様式 (第 5 条関係)
- 第 9 号様式 (第 5 条関係)
- 第 1 0 号様式 (第 5 条関係)
- 第 1 1 号様式 (第 6 条関係)
- 第 1 2 号様式 (第 7 条関係)
- 第 1 3 号様式 (第 8 条関係)
- 第 1 4 号様式 (第 8 条関係)
- 第 1 5 号様式 (第 8 条関係)
- 第 1 6 号様式 (第 9 条関係)
- 第 1 7 号様式 (第 1 0 条関係)
- 第 1 8 号様式 (第 1 2 条関係)